

「中能登町社協ヘルパーステーション」

重 要 事 項 説 明 書

（ 指 定 訪 問 介 護 事 業 ）

（第一号訪問事業 介護予防訪問介護相当サービス）

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（石川県指定 第1771600226号）

当事業所はご契約者に対して訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

・ 1. 事業者

- （1）法 人 名 社会福祉法人 中能登町社会福祉協議会
- （2）法人所在地 石川県鹿島郡中能登町末坂2部57番地1
- （3）電話番号 0767-74-2252
- （4）代表者氏名 会長 杉本 栄蔵
- （5）設立年月 平成17年3月1日

2. 事業所の概要

（1）事業所の種類

- * 指定訪問介護事業所
平成17年2月25日指定 石川県指定第1771600226号
- * 第一号訪問事業所
平成30年4月1日 介護予防訪問介護相当サービス町指定事業所

- （2）事業所の目的 要支援状態又は事業対象・要介護状態にある利用者に対して、適正な指定居宅サービスの提供を行います。

- （3）事業所の名称 中能登町社協ヘルパーステーション

- （4）事業所の所在地 石川県鹿島郡中能登町能登部上チ部30番地

- （5）電話番号 0767-72-3087

- （6）管理者氏名 大江 朱見

- （7）運営方針 要支援状態又は事業対象・要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように訪問介護計画書を作成しサービスの提供に当たります。

(8) 事業者が行っている他の業務

- 通所介護事業
- 居宅介護支援事業
- 介護予防通所介護相当サービス

(9) 通常の事業の実施地域 中能登町

(10) 営業日及び営業時間

営業日	介護保険事業	月～日、但し1月1日は除く
	介護予防事業	月～金、ただし12月29日～1月3日は除く
受付時間	月～金 8時30分～17時15分	
サービス提供時間帯	介護保険事業	7時～21時
	介護予防事業	8時30分～18時

- (11) 訪問介護等で緊急を要する場合、営業時間外の対応については携帯電話（090-8966-1971）にお掛けください。サービス提供責任者がケアマネジャーと連携の上対応いたします。

・3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1名（兼務）		従業者及び業務の管理
2. サービス提供責任者	2名		訪問介護援助計画の作成等及び訪問介護員の派遣計画作成
3. 訪問介護員	3名	6名	サービスの提供
(1)介護福祉士	3名	2名	
(2)訪問介護養成研修1級課程修了者又は実務者研修修了者		0名	
(3)訪問介護養成研修2級課程修了者		4名	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

また、それぞれのサービスについて、

- | |
|------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
|------------------------|

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に基づき、利用料金の大部分（9割から7割）が介護保険から給付されます。

① 身体介護

入浴、排せつ、食事、体位変換、着脱、口腔ケア、整容、移動介助、移乗介助

② 生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物、シーツ交換、灯油の給油（状況に応じて）

（ご家族の分の援助は行いません。）

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護援助計画に定められます。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

(2) 介護予防訪問介護相当サービスの対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に基づき、利用料金の大部分（9割から7割）が介護保険から給付されます。

① 身体介護

入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

② 生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物等日常生活の支援を行います。

（ご家族の分の援助は行いません。）

☆サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防サービス支援計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支 給 区 分		1週間あたりのサービス提供回数
I・IV	事業対象者・要支援1・2	おおむね1回
II・V	事業対象者・要支援1・2	おおむね2回
III・VI	要支援2	おおむね3回以上

☆ご契約に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問援助計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が介護予防サービス支援計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は事業対象・要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

（３）介護保険事業のサービス利用料金（１回あたり）（契約書第８条参照）

それぞれのサービスについて、その内容と平常の時間帯（午前８時から午後６時）での料金は**別紙料金表**のとおりです。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆平常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後６時から午後１０時まで）：２５％
- ・早朝（午前６時から８時まで）：２５％
- ・深夜（午後１０時から午前６時まで）：５０％

☆２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。

＊２人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は、事業対象・要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆新規に訪問介護援助計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算として自己負担額２００円／月をいただきます。

☆利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその訪問介護員等が、緊急的に居宅サービス計画にない訪問介護（身体

介護)を行った場合自己負担額100円/回をいただきます。

(4) 介護予防訪問介護相当サービス利用料金(契約書第8条参照)

- ☆ 利用料金はサービス利用実績に応じた1回あたり又は、月ごとの定額の併用制となっております。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって**別紙料金表**のとおりとなります。
- ☆ 契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防サービス支援計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防サービス支援計画に定めた期日より多かった場合であっても日割りでの割引又は増額はしません。
- ☆ 月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - ① 月途中で要介護から要支援に変更になった場合
 - ② 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ☆ 同一月内に短期入所、又は月途中で介護認定が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ☆ 新規に訪問介護援助計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算として自己負担額200円/月をいただきます。

(5) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

訪問介護サービスの場合、**別紙料金表**のとおりとなります。

☆ 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・ 夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
- ・ 早朝(午前6時から午前8時まで): 25%
- ・ 深夜(午後10時から午前6時まで): 50%

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

③ 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の交通費として、通常の事業の実

施地域を超えた地点から、おおむね10キロメートル以上1キロメートルにつき25円徴収します。

④キャンセル料

利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として当日の利用料金の自己負担額相当額を請求する場合があります。但し利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(6) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(3)、(4)の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月22日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
(※北陸銀行のご利用は不可)
- イ. 下記指定口座への振り込み
北國銀行 中能登支店 普通預金 248382

(7) 利用者負担割合（契約書第8条参照）

介護保険負担割合証に基づき、利用者負担割合は、1割負担又は一定の所得のある方は2割又は3割の負担となります。但し、月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた部分は高額介護サービス費が支給されます。

5. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- (1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。
- (2) 利用予定日サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサ

ービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用にあたり、契約者は「4. 当事業所が提供するサービス（2頁）」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（６）サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点など、サービス内容を変更したい時は、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。

＜サービス提供責任者の業務＞

- ア．訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- イ．利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ウ．居宅介護支援事業者又は高齢者支援センター等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- エ．訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- オ．訪問介護員の業務の実施状況の把握
- カ．訪問介護員の業務管理
- キ．訪問介護員の研修、技術指導
- ク．その他サービスの内容の管理について必要な業務

7. 事故発生時の対応

- （１） 訪問介護員は、訪問介護を実施中に契約者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかにご家族並びに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、サービス提供責任者に報告し、適切な対応を行います。
- （２） 指定訪問介護事業又は、介護予防通所介護相当サービス事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 苦情の受付について（契約書第 2 3 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 中能登町社協ヘルパーステーション

サービス提供責任者 大江 朱見

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

第三者委員の設置

苦情解決責任者	末森 美紀	☎74-2252	社会福祉協議会事務局長
苦情受付担当者	大江 朱見	☎72-3087	介護サービス事業管理者
第 三 者 委 員	大村 義一	☎74-0389	民生・児童委員（鳥屋地区）
	原 義美	☎74-1487	民生・児童委員（鹿島地区）
	四伊 深雪	☎090-7748-1414	民生・児童委員（鹿西地区）

また、苦情受付ボックスをデイサービスセンターひまわり正面玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

中能登町長寿福祉課	所在地 鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地 電話番号 (0767)72-3133 FAX (0767)72-3794
中能登町高齢者支援センター	所在地 鹿島郡中能登町能登部下 85 部 1 番地 電話番号 (0767)72-2697 FAX (0767)72-3794
石川県国民健康保険団体連合会	所在地 金沢市幸町 12 番 1 号石川県幸町庁舎 電話番号 (076)261-5191 FAX (076)261-5148
石川県社会福祉協議会	所在地 金沢市本多町 3-1-10 電話番号 (076)224-1212 FAX (076)222-8900

9. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- ② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
- ⑦ その他のサービス提供で必要な場合
- ⑧ 上記の各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

(2) 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護サービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ② 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見。

(3) 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を利用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

10. 提供サービスの第三者評価の実施の有無について

当事業所は、第三者評価の実施実績はありません。

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者	職名	氏 名	印
-----	----	-----	---

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所 鹿島郡中能登町	
	氏 名	印

家族代表者	住所	
	氏 名	印
(続柄:	)	